

板橋区が管理する公共溝渠の使用許可における使用料の減免に係る要綱

(平成 27 年 11 月 19 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区公共溝渠管理条例（昭和 28 年板橋区条例第 23 号。以下「条例」という。）第 11 条に規定する使用料の減免について、必要な事項を定めることを目的とする。

(条例第 11 条第 1 号の規定による免除)

第 2 条 公共溝渠（条例第 2 条に規定する公共溝渠をいう。以下同じ。）が、次に掲げるもののいずれかに該当する場合は、条例第 11 条第 1 号の規定を適用し、使用料の全部を免除する。

(1) 通路が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号に基づく位置の指定を受けた道路（以下「位置指定道路」という。）であって、次の要件を満たすもの

ア 通路は、居住目的で使用することを原則とすること。

イ 通路を使用する建築物の用途が、一つでも、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿及び住宅であって、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（以下「事務所等」という。）であること。

(2) 通路が、位置指定道路でない有効幅員 4 メートル以下のものであって、次の要件を満たすもの

ア 通路は居住目的で使用することを原則とすること。

イ 通路を使用する建築物の用途は、前号イに掲げるもののいずれかであること。

ウ 建築物の用途が、住宅であって、かつ、事務所等である場合、通路が専ら事務所等の入口として使用されるものでないこと。

エ 公道間に存する公共溝渠を使用する場合、一の使用者によって、そのすべてが使用されるものでないこと。

(条例第 11 条第 2 号の規定による免除)

第 3 条 公共溝渠が、条例第 11 条第 2 号の規定に該当する場合は、使用料の 3 分の 2 を免除する。

(条例第 11 条第 3 号の規定による免除)

第 4 条 公共溝渠が、次に掲げるもののいずれかに該当する場合は、条例第 11 条第 3 号の

規定を適用し、使用料の全部を免除する。

- (1) 国又は地方公共団体が、公用又は公共の用に供するため使用するとき。
- (2) 公共的団体が、公共又は公益目的のために使用するとき。
- (3) 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する公営企業が、公共事業の用に供するため使用するとき。
- (4) 営利を目的とせず、地域福祉、交通安全等の向上に著しく寄与すると認められるもののために使用するとき。
- (5) テレビジョン放送の受信障害を解消するための専用施設で、営利を目的としないもののために使用するとき。
- (6) 一定の地域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として使用するとき。

付則

この要綱は、平成 27 年 11 月 19 日から施行する。